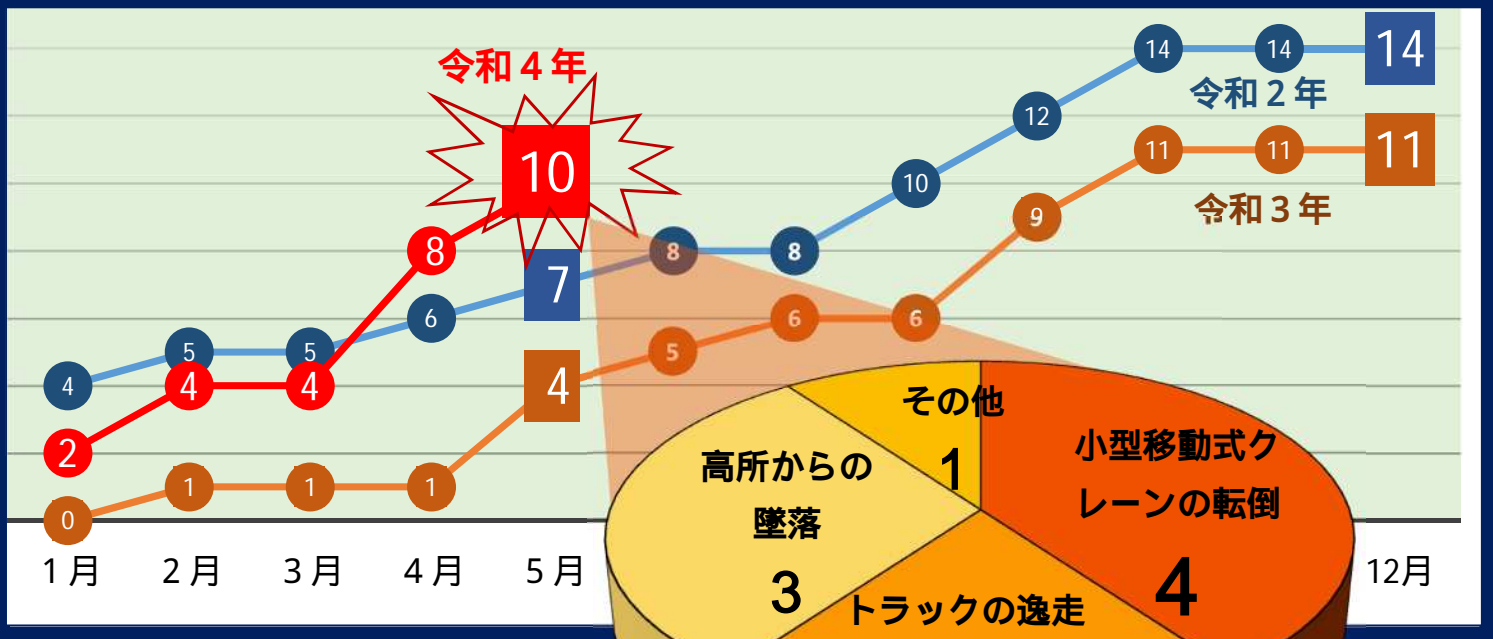


広島県内で死亡災害が多発しています！



小型移動式クレーン転倒災害 & 墜落災害 & 車両の逸走事故が連続！！

令和2年から令和4年5月25日までの死亡者数の推移



令和4年死亡災害例

災害発生状況	
クレーン転倒	2.6トン積載型トラッククレーンを使用して、荷台から荷物を吊り降ろそうとした際に車両が転倒し、作業員2人が転倒した車両とともに約16メートル下に墜落した。
高所墜落	工場屋根の修理に伴う掃除作業を行っていた協力会社の労働者が、樹脂製の波板とスレートの重ね合わせた境界部分を踏み抜き、約7メートル下に墜落した。
トラック逸走	3トンダンプトラックを傾斜のある路面に駐車していたところ、無人の車両が前方に逸走し始め、停止させるため運転席に乗り込もうとした運転者が、運転席ドアと建物の壁に挟まれた。

移動式クレーン転倒等災害防止対策の徹底

移動式クレーンを用いて作業を行うときは、あらかじめ、作業場所、つり荷、移動式クレーン能力等を十分に考慮した作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うこと。

移動式クレーンと作業者の接触防止を図るため、クレーン旋回範囲内への立入禁止措置を徹底すること。

移動式クレーンの運転、玉掛け作業について、免許証や技能講習修了証等の資格を必ず確認すること。

原則、過負荷防止装置を備える小型移動式クレーンを使用すること。

H31.3.1以降に製造された3トン未満の小型移動式クレーンには、荷重計以外の「過負荷防止装置」の設置が義務付けられています。



油圧式荷重計

従来の「荷重計」では、過負荷を防止することは困難です。

高所からの墜落・転落災害防止対策の徹底

作業床の端や開口部等危険箇所に、手すり等の墜落防止措置の設置を徹底するほか、これら措置が困難な場合は、必ず必要な性能を有する墜落制止用器具を使用させること。

スレート等で葺かれた屋根上で点検や修理等の作業を行うときは、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の措置を講じること。

はしごや脚立を使用する場合は「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう」による作業前点検を確実に実施すること。

リーフレットはこちらのQRコードから >>>



車両の逸走による災害防止対策の徹底

トラック等の運転席から離れる場合は、エンジンを止め、サイドブレーキを確実にかけるよう習慣化させること。

原則、傾斜地への駐車は避けること。やむを得ず駐車する場合には、必ず、上記の措置に加え、車輪止めをするなど逸走防止措置の徹底を図ること。

自然発車(逸走)した車両は人の力では制止できませんが、人はとっさに車両を止める行動をとることがあります。まずは、確実な逸走防止措置を行うよう関係者に周知徹底を図ること。



令和4年度全国安全週間のスローガン

～ 安全は 急がず焦らず怠らず ～

広島労働局 労働基準部長から一言

令和4年に発生している死亡災害の多くは、本来行うべき基本的なルールが守られず、重篤な災害に至ったものです。

経済活動が活発化する中で、今後、二度と同じ災害が繰り返されないことがないよう労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的に余裕を持った業務体制での作業をお願いします。

イラストは厚生労働省 職場の安全サイトから転用したイメージです。

死亡労働災害の防止について
要請文書の全文はこちらから >>>

広島労働局 トピックス

検索